

第1回  
小金井市公共下水道事業審議会  
資料

平成30年8月20日

小金井市下水道使用料審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p style="text-align: center;">平成28年3月30日条例第16号</p> <p style="text-align: center;"><u>小金井市公共下水道事業審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、<u>小金井市公共下水道事業審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。</p> <p>(1) <u>公共下水道事業の運営に関する事項</u></p> <p>(2) <u>公共下水道の使用料の改定に関する事項</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>審議会は、公共下水道事業に関する必要な事項について審議し、市長に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 公募による市民 3人以内</p> <p>(2) 学識経験者 4人以内</p> <p><u>(委員の任期)</u></p> <p>第4条 <u>委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">平成28年3月30日条例第16号</p> <p style="text-align: center;"><u>小金井市下水道使用料審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、<u>小金井市下水道使用料審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、<u>下水道使用料の改定について必要な事項を調査審議し、その結果を市長に答申</u>する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 公募による市民 3人以内</p> <p>(2) 学識経験者 4人以内</p> <p><u>(委員の任期)</u></p> <p>第4条 <u>委員の任期は、委嘱された日から第2条の規定による答申をした日までとする。</u></p>	<p>題名の改正</p> <p>審議会名称の改正</p> <p>所掌事務の規定の改正</p> <p>委員の任期の規定の改正</p>

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に招集する審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公開することが審議会の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部下水道課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に招集する審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公開することが審議会の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部下水道課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 特別職の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 中

「 廃棄物減量等推進審議会 」	会長	日額	11,000 円
	委員	日額	10,000 円

を

「 廃棄物減量等推進審議会 」	会長	日額	11,000 円
	委員	日額	10,000 円
下水道使用料審議会	会長	日額	11,000 円
	委員	日額	10,000 円

に改める。

付 則（平成 30 年 3 月 26 日条例第 19 号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
（特別職の給与に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 3 下水道使用料審議会の項中「下水道使用料審議会」を「公共下水道事業審議会」に改める。

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 特別職の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 中

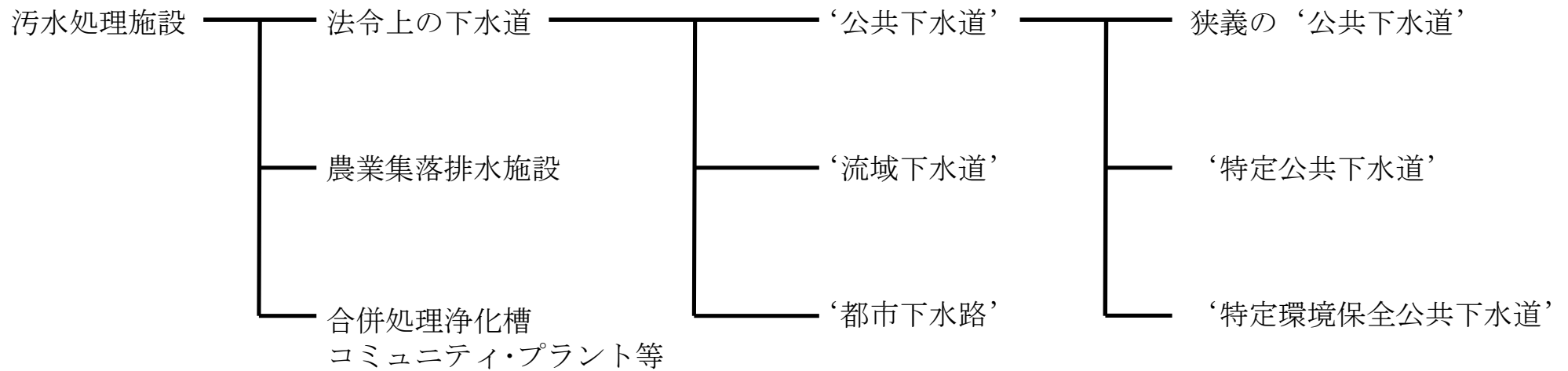
「 廃棄物減量等推進審議会 」	会長	日額	11,000 円
	委員	日額	10,000 円

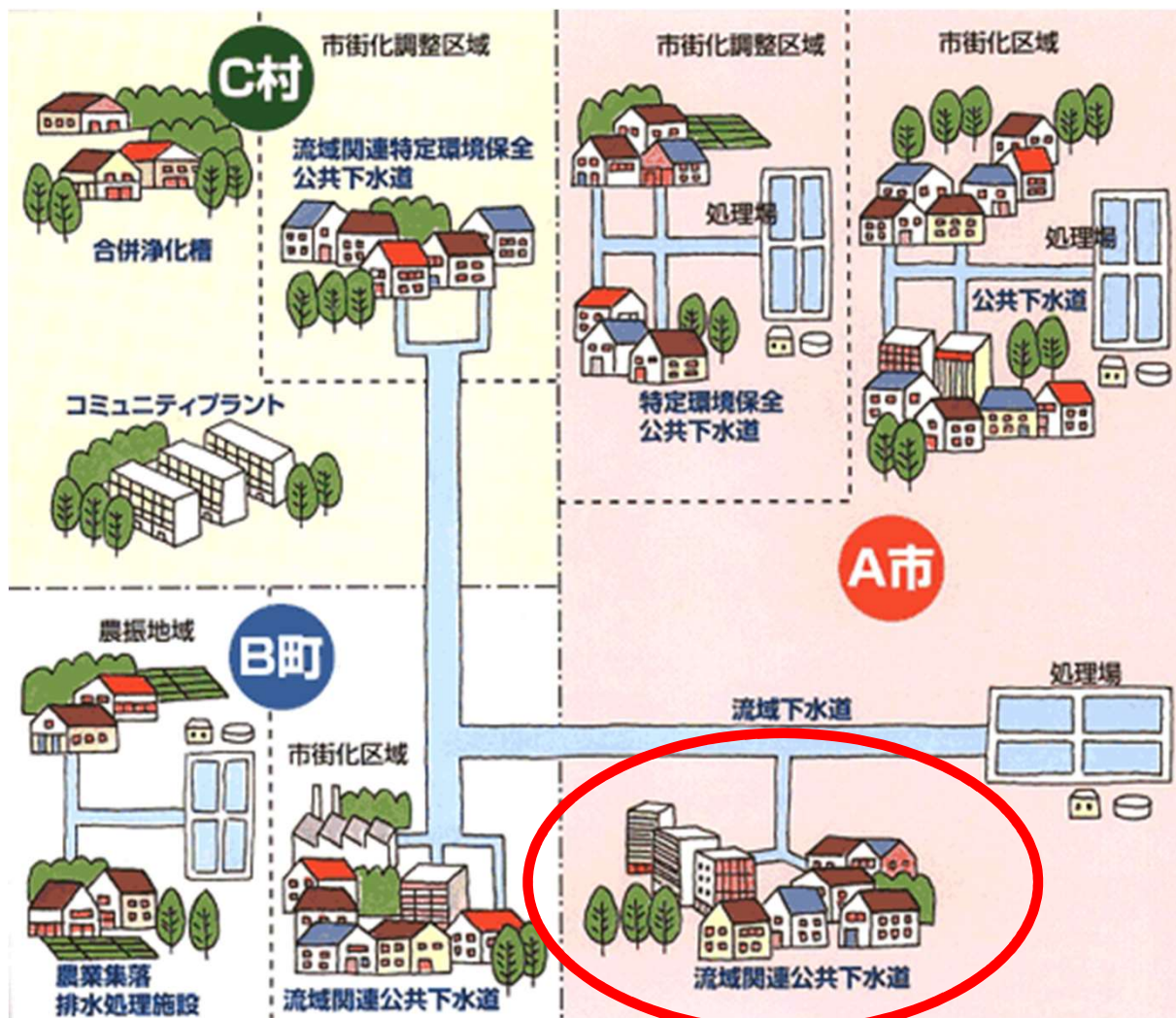
を

「 廃棄物減量等推進審議会 」	会長	日額	11,000 円
	委員	日額	10,000 円
下水道使用料審議会	会長	日額	11,000 円
	委員	日額	10,000 円

に改める。

# 下水道の種類





出典：国土交通省HP

小金井市が採用している下水道

## 多摩地域の下水道

**流域下水道** 都が下水道幹線、水再生センターなどの基幹施設の整備、維持管理を行います。

+

**流域関連公共下水道** 関連市町村が各家庭までの蓋的整備、維持管理を行います。

**単独公共下水道** 市町村が単独で各家庭から処理場までの施設整備、維持管理を行います。

**特定環境保全公共下水道** 市街化区域以外の区域で水環境などの保全が必要な区域の下水道整備、維持管理を町村が行います。

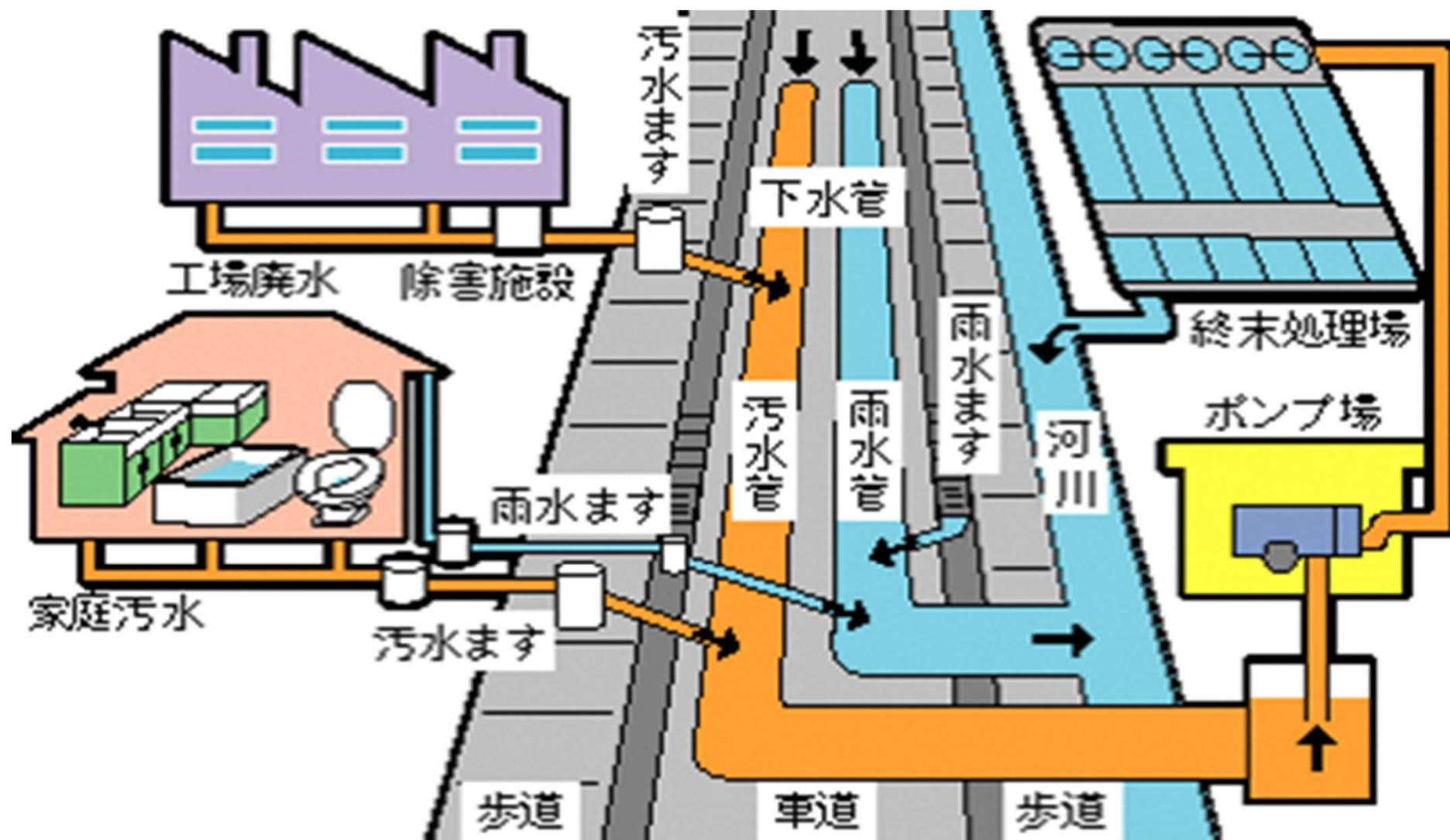
## ◆流域下水道のしくみ

### 流域下水道のメリット

- ・多摩川中流域等、河川の一体的な水質保全ができます。
- ・スケールメリットを活かした効率的な事業運営ができます。
- ・都と市町村との連携による建設費、維持管理費の抑制ができます。



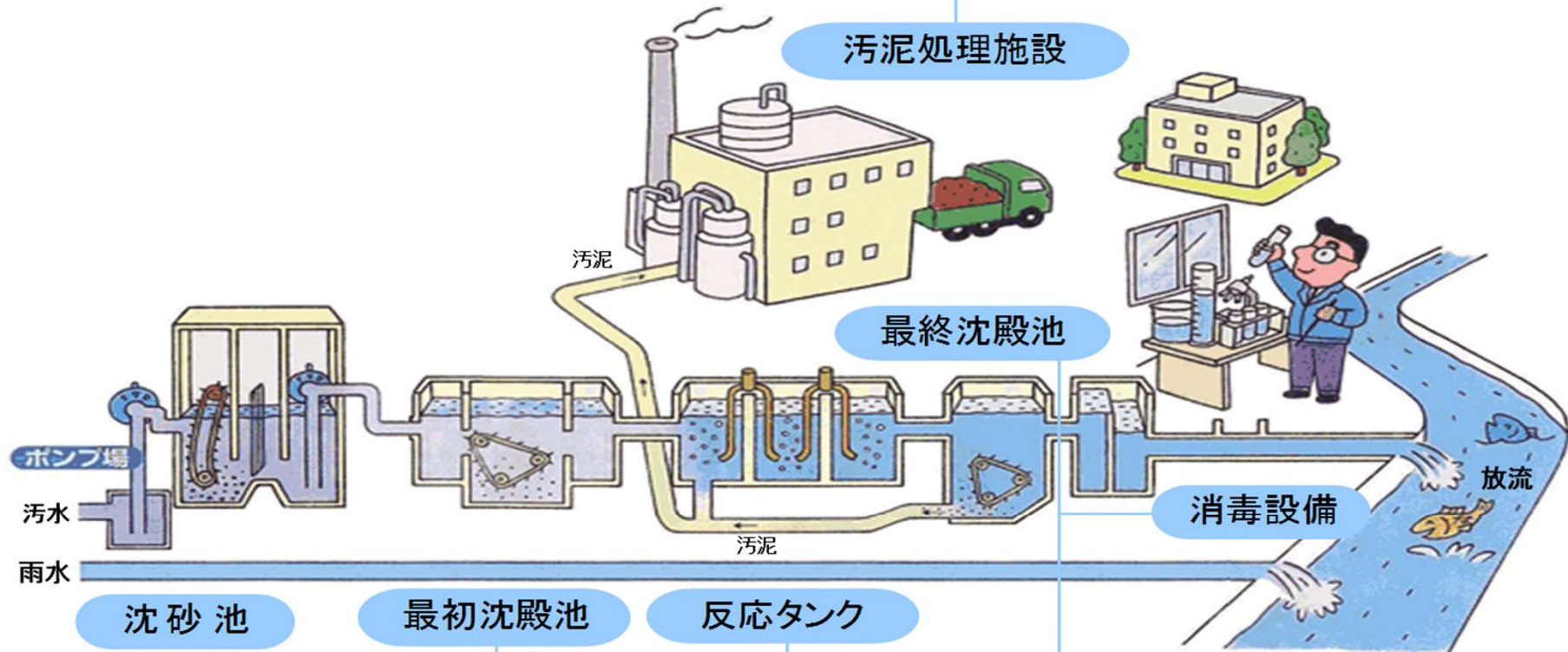
出典:東京都下水道局HP



出典：国土交通省HP



沈殿池から引き抜かれた汚泥は、脱水・焼却などの処理をされたうえで、処分あるいはリサイクルされる。最近では、ガス化して発電等の燃料としたり、発酵させて肥料にするなど資源・エネルギーとして再生利用する箇所が増えている。

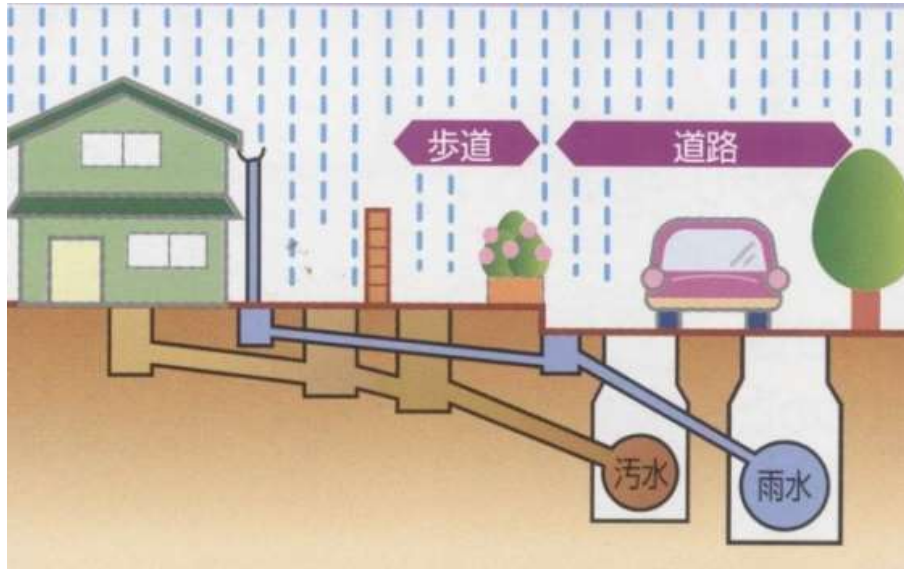


後段の処理施設の負荷を軽減するため、比較的沈みやすい固形物を除去。

反応タンク内で空気と活性汚泥を下水に混入し、微生物の作用で溶解している有機物を沈殿しやすい状態にする。

下水と活性汚泥の混合液は、最終沈殿池で沈殿物と上澄み液に分離され、上澄み液は消毒した後、川や海に放流される。沈殿物は一部を再び反応タンクに戻して活性汚泥として使い、残りは汚泥処理施設に送り処理。

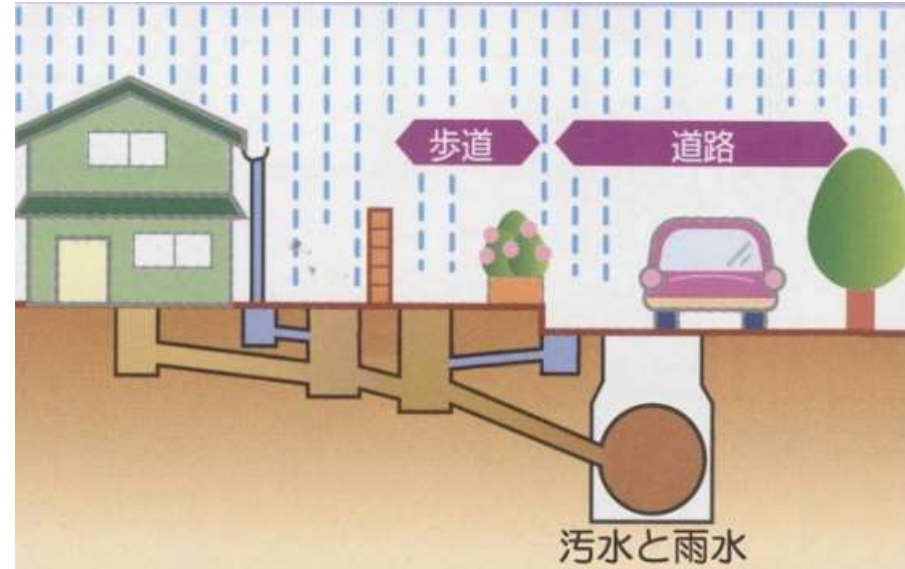
## 分流式



汚水と雨水を別々の下水道管で流下

- ・雨天時に汚水を公共用水域に放流することがないので、水質汚濁防止上有利。
- ・汚水管と雨水管を別々に作るので、合流式と比較すると割高。

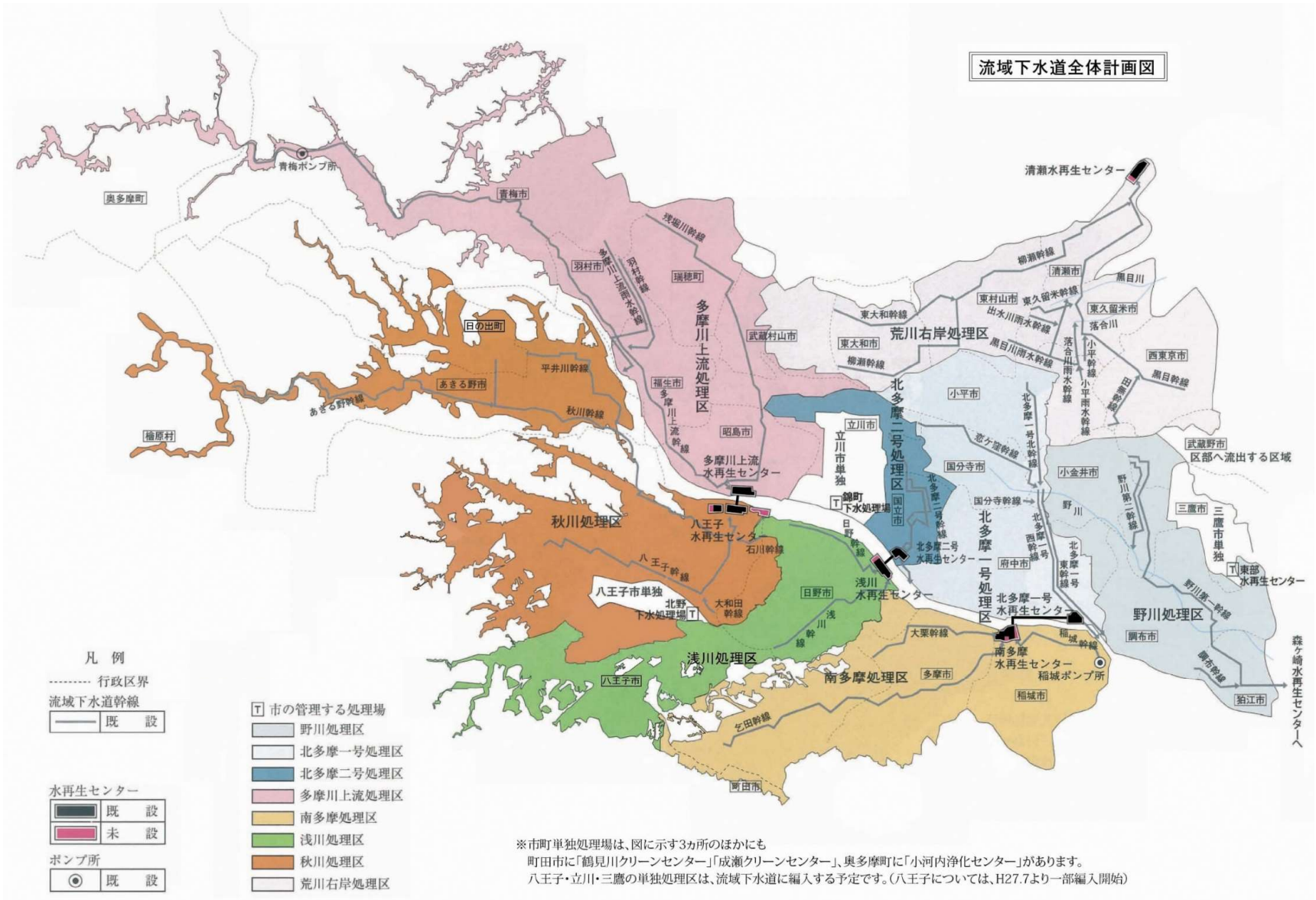
## 合流式



汚水と雨水を一緒の下水道管で流下

- ・雨天時に流下流量が晴天時の一定倍率以上になると、それを超過した流入水(汚水+雨水)は河川
- ・海に直接放流される。(晴天時に堆積した汚濁物も降雨の初期に掃流されて河川・海に流出します。)
- ・管路の布設費用は分流式と比較すると安価。

流域下水道全体計画図

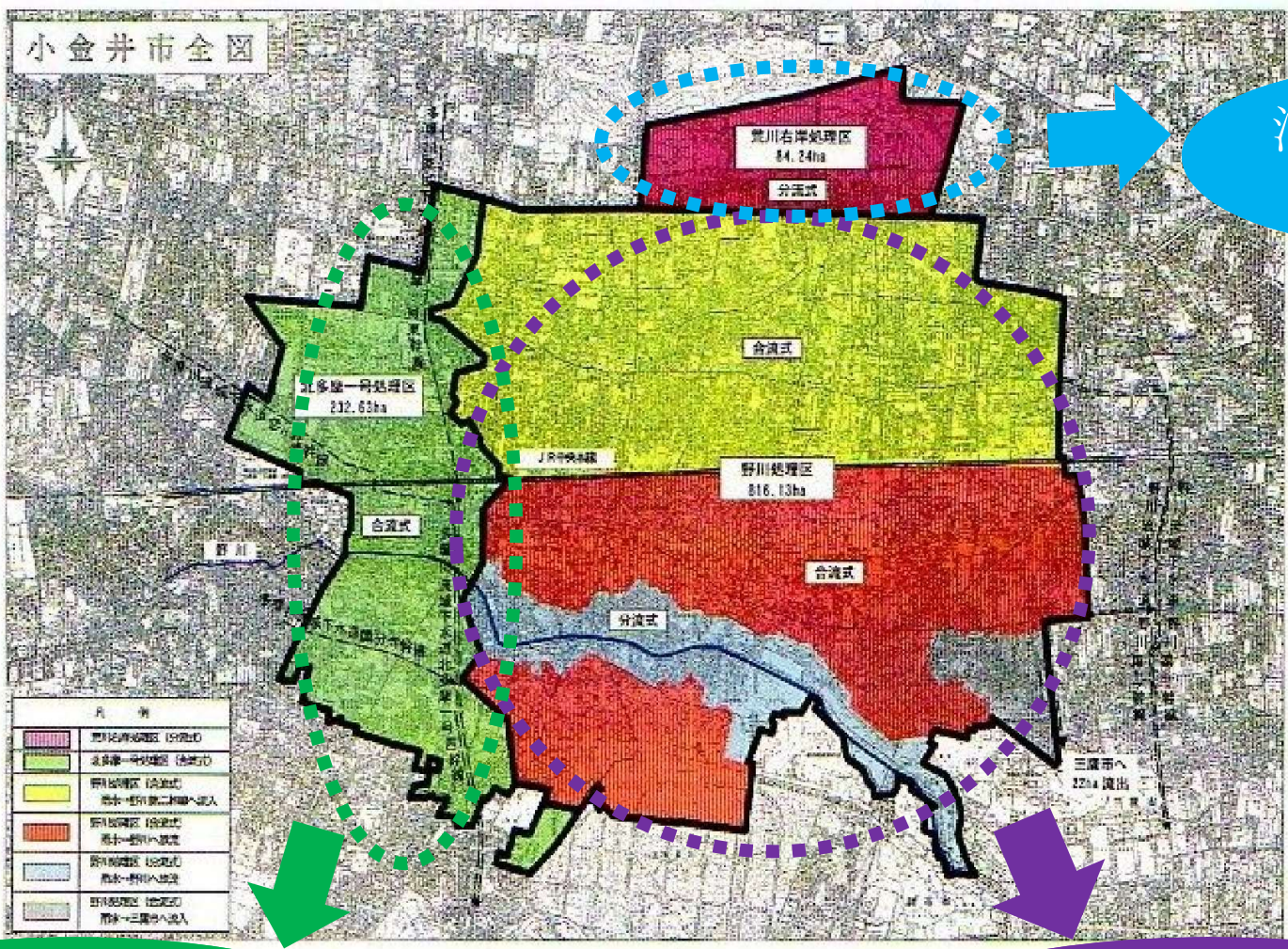


- 凡例
- 行政区界
  - 流域下水道幹線
  - 既設
- 水再生センター
- 既設
  - 未設
- ポンプ所
- 既設

- T 市の管理する処理場
- 野川処理区
- 北多摩一号処理区
- 北多摩二号処理区
- 多摩川上流処理区
- 南多摩処理区
- 浅川処理区
- 秋川処理区
- 荒川右岸処理区

※市町単独処理場は、図に示す3カ所のほかにも町田市に「鶴見川クリーンセンター」「成瀬クリーンセンター」、奥多摩町に「小河内浄化センター」があります。八王子・立川・三鷹の単独処理区は、流域下水道に編入する予定です。(八王子については、H27.7より一部編入開始)

出典：東京都下水道局HP



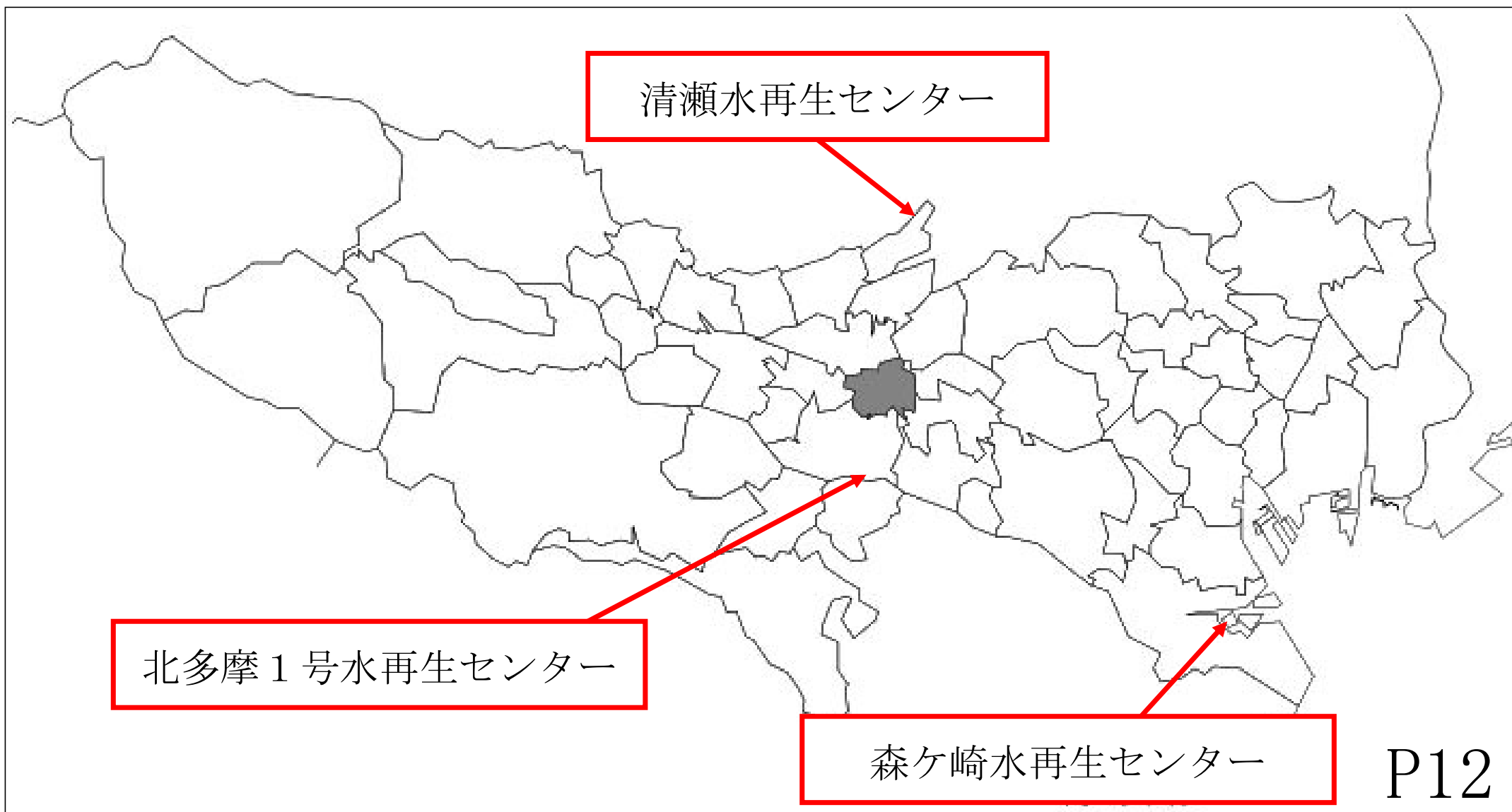
清瀬水再生センター

北多摩1号水再生センター

小金井市の処理区図

森ヶ崎水再生センター

出典：小金井市  
公共下水道プラン  
平成23年3月



清瀬水再生センター

北多摩1号水再生センター

森ヶ崎水再生センター

処理区名	供用開始	排除方式	面積	送水先
野川処理区	昭和41年4月	分流式	87.51ha	森ヶ崎水再生センター (多摩川流域野川処理区関連)
		合流式	728.62ha	
		計	816.13ha	
北多摩1号処理区	昭和48年6月	合流式	232.63ha	北多摩1号水再生センター (多摩川流域北多摩1号処理区関連)
荒川右岸処理区	昭和56年11月	分流式	84.24ha	清瀬水再生センター (荒川右岸東京流域荒川右岸処理区関連)
合 計		分流式	171.75ha	
		合流式	961.25ha	
		計	1,133.00ha	

(※供用開始とは、送水先の供用開始)

晴天時の雨水吐き口(二枚橋西側)



晴天時の雨水吐き口(二枚橋東側)



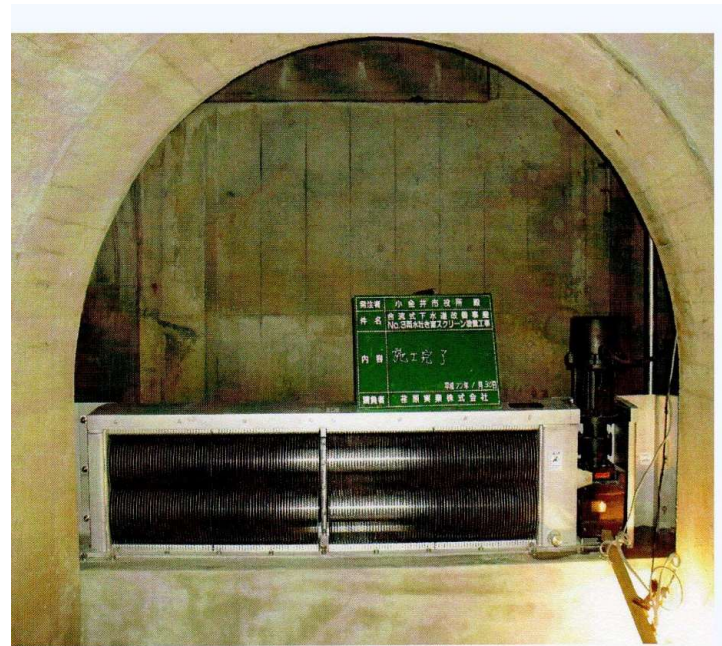
雨天時の雨水吐き口(二枚橋西側)



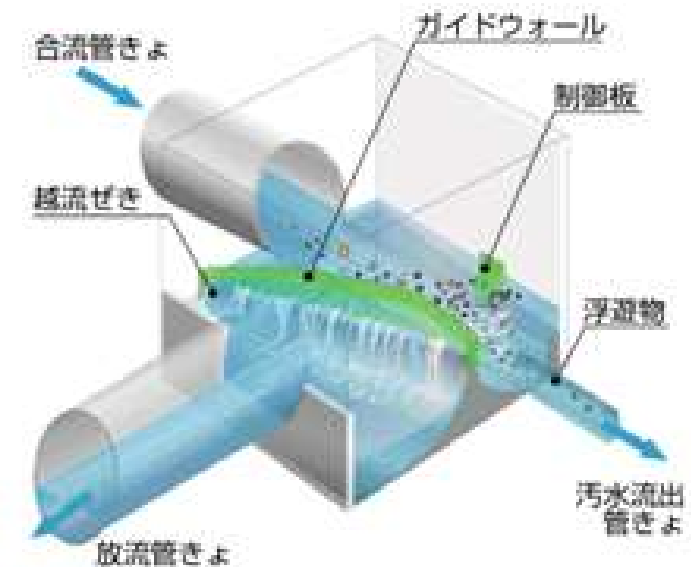
雨天時の雨水吐き口(二枚橋東側)



無動力式スクリーン



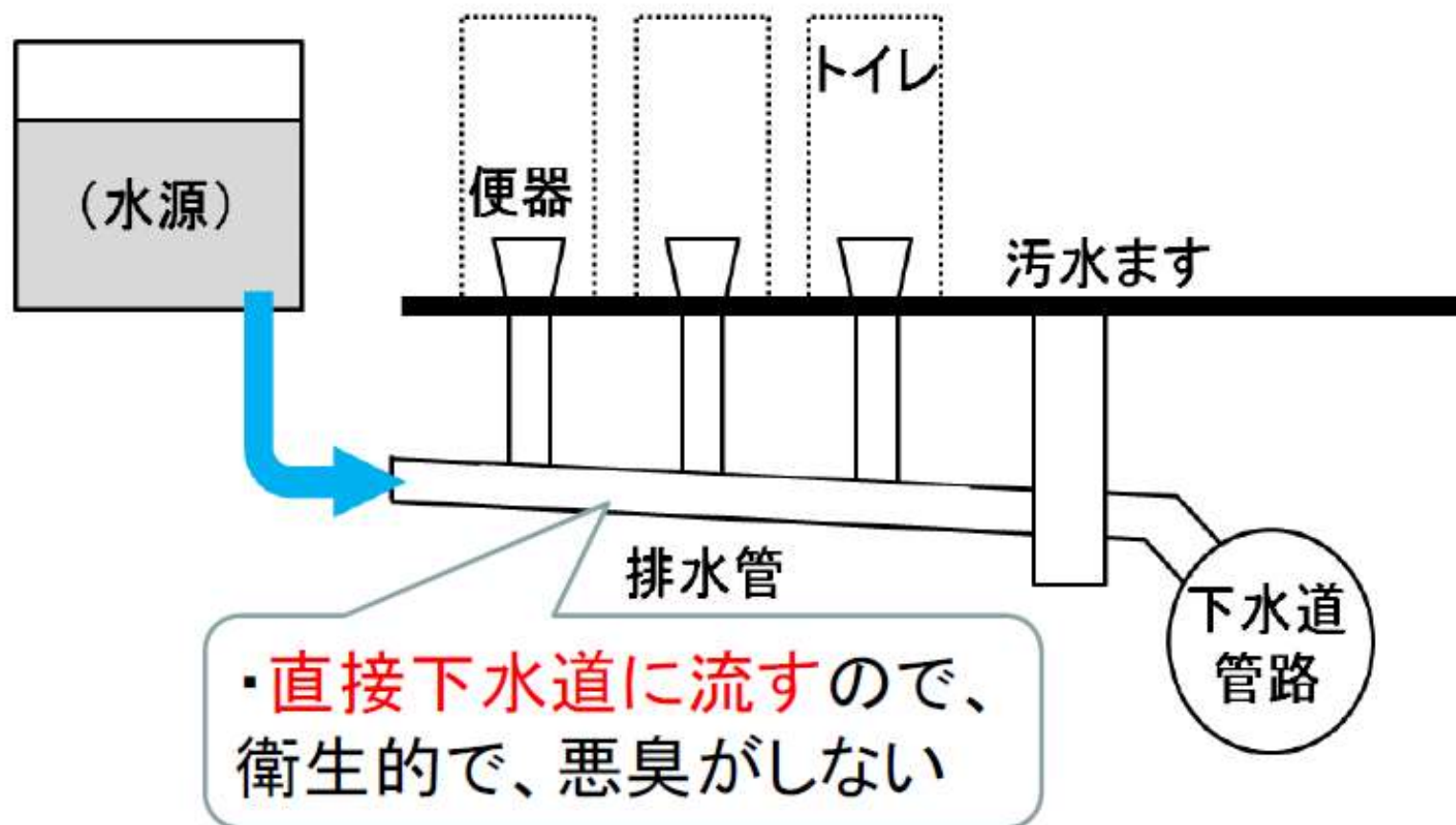
動力式スクリーン



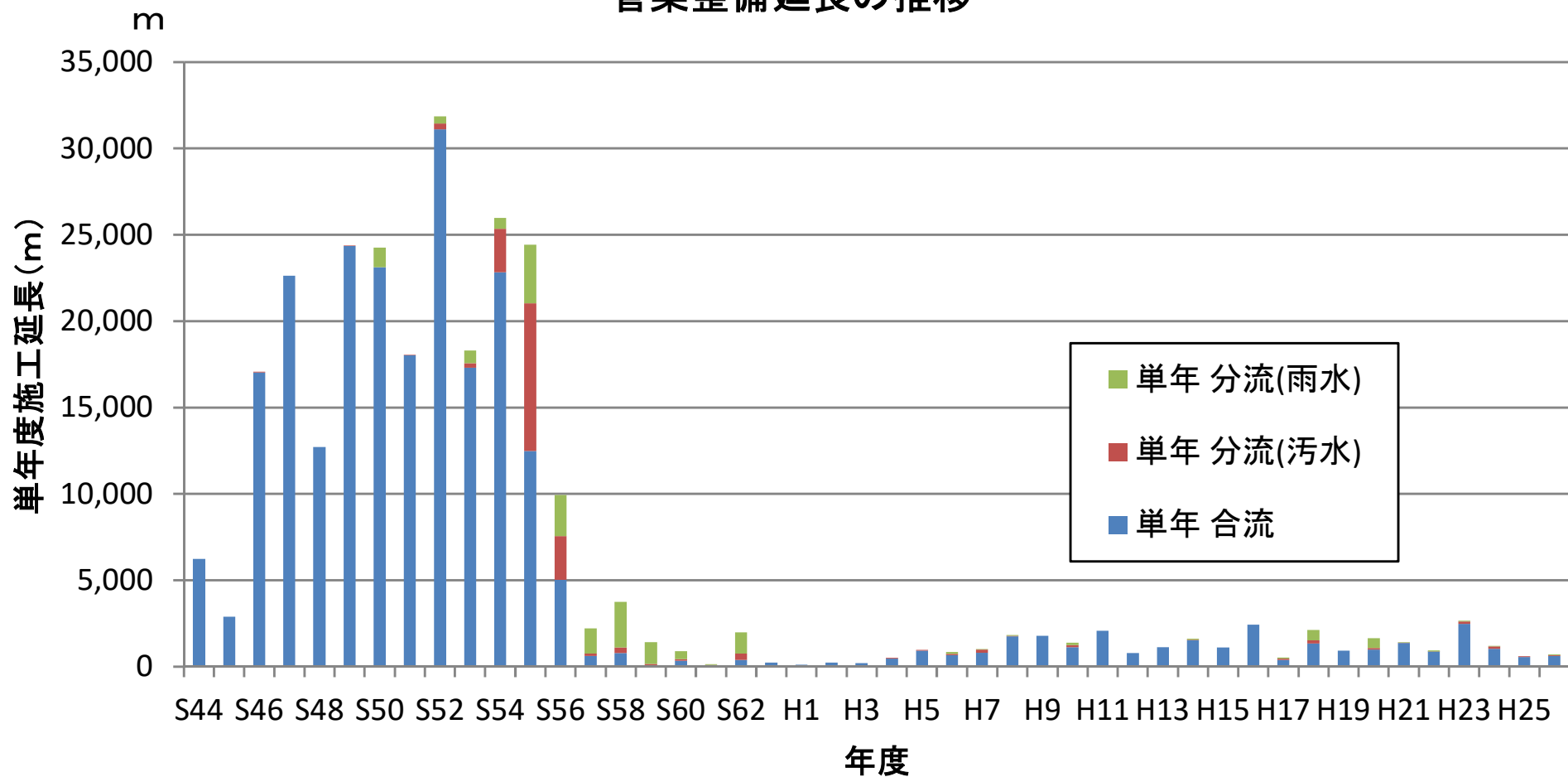
水面制御装置

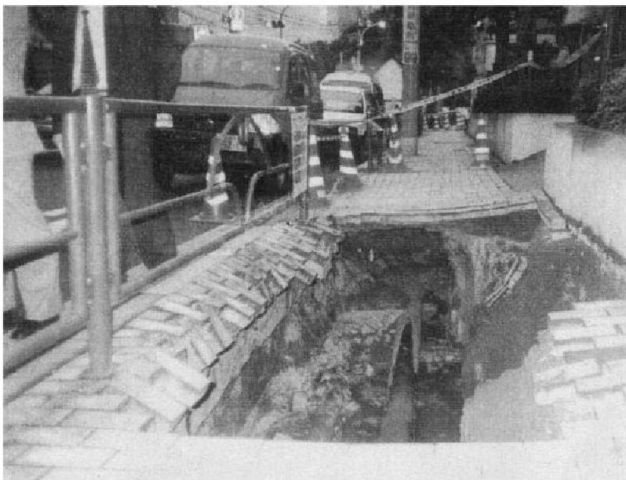
雨水吐き室に設置しているきょう雑物除去装置





# 管渠整備延長の推移





道路陥没の状況



腐食



ずれ

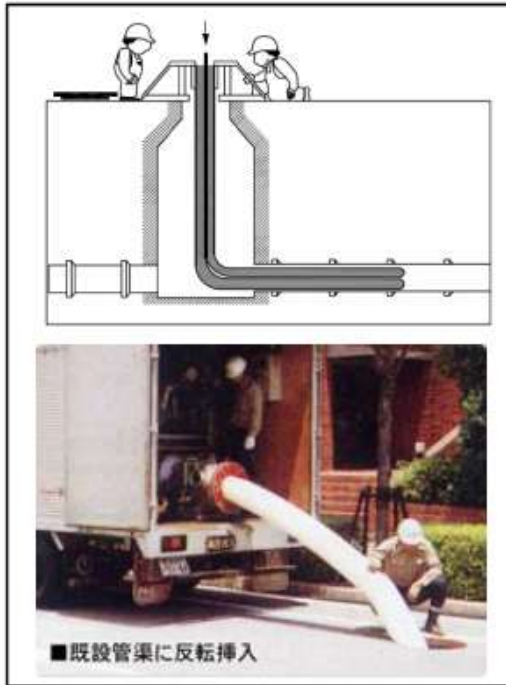


変形・たわみ

出典：下水道維持管理指針-2014年版-日本下水道協会

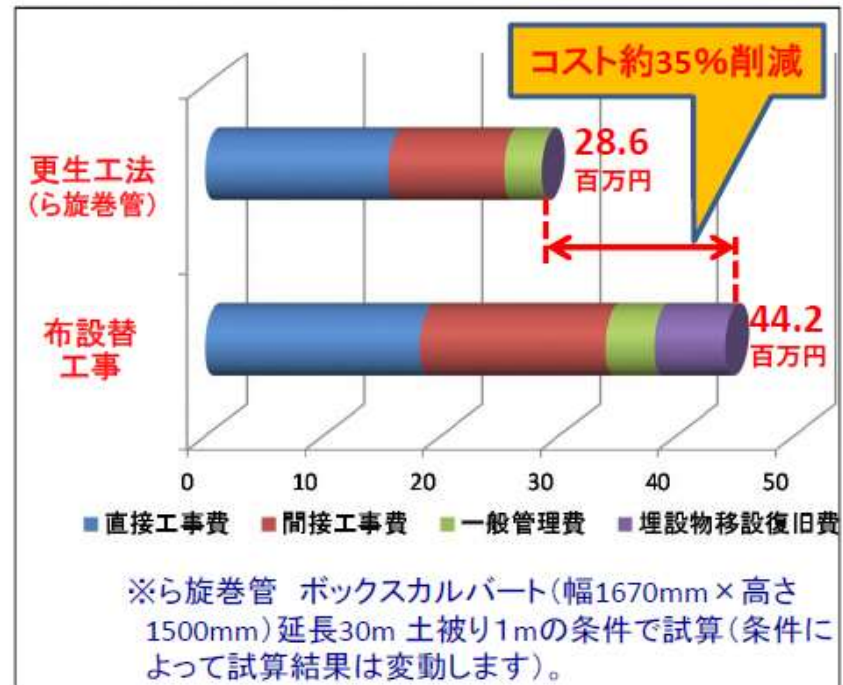
## ○更生工法とは

**更生工法**：老朽化した下水道管きよ内面に新たに管を構築して、耐荷能力、流下能力等の確保を行う工法です。道路を掘削することなく改築更新が可能であり、工期短縮、事業費の削減が図れます。



■既設管渠に反転挿入

更生工法(現場硬化管)



更生工法のコスト削減効果(例)

JIS制定により、布設替えと比べ経済的な更生工法の普及や品質確保が進み、自治体の下水道管きよの更新負担を軽減



出典：下水道広報プラットフォーム

# マンホールカード 第8弾!

デザイン性あふれるマンホール蓋を  
コレクションできる「マンホールカード」に  
この夏、新しい仲間たちが加わります。

これまで  
第1弾～第7弾  
342種 301自治体

第8弾 **NEW**  
2018年8月1日導入  
76種 76自治体

シリーズ累計  
418種 364自治体

**日本のマンホール蓋は世界に誇れる文化物！  
奥深い『楽しさ』を1枚に詰め込みました！**

日本のマンホール蓋は全国各地デザインが違うご当地モノなのです。その土地に縁のある各所、名物品、スポーツ、キャラクター等が描かれています。まさに日本人の繊細さや丁寧さが生み出した路上の文化物！そのユニークさや美しさに惹かれて訪ね歩くファンが急増する中、ついに世界に誇れる『マンホールカード』がここに誕生！！

**集めて『楽しい』コレクションカード!!**

「マンホールカード」は集める楽しさを大切にしています。全種コンプリートだけでなく、「地域」「都道府県」「市町村」「デザイン」など、自分の好きな集め方を楽しめるように設計しています。また、コレクションする上で欠かせない「材質」「寸法」「彩色」「文章」など、シリーズにおける統一感も大切にしています。



表面はマンホール蓋の写真と設置されている座標、ピクトグラムが入ります。

裏面にはデザインの由来やモチーフ、下水道についての情報等を記載します。

カードベースの色を日本を北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州の9つの地域で色分けしています。

**「マンホールカード」は  
無料GETできます!**

「マンホールカード」は、下水道関連施設や観光案内所等で無料配布されています。各カードの詳しい配布場所は、GKPのホームページにてご確認ください。

**下水道広報プラットフォーム**  
配布場所は「マンホールカード」で検索

